

第121回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和6年2月19日（月）10:00～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

樫 浩一（部会長）、會田 雅人、二村 真理子

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【専門委員】

小針 美和

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：三嶋課長 ほか

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官 ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○樫部会長 それでは、少し定刻より早いですけれども、皆様おそろいですので、ただ今から第121回の産業統計部会を開催いたします。

皆様におかれましては、急な開催となった前回に引き続き、本日も御参加いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、農業経営統計調査の変更について3回目の審議を行いますが、本日の会議については2部構成で行いたいと考えております。

まず、最初の第1部として、1回目の部会で審議しました調査系統・調査方法の変更について、追加の御意見や資料が出ておりますので、それに基づいて再審議を行うということにしたいと思います。

その後は後半の部分で、まだ審議できていない調査時期、公共時期などについて審議をしたいと考えております。本日もこれまでどおり、こちらの会場とウェブの併用で会議を進めてまいりますけれども、ウェブで御参加いただく皆様につきましては、ネットワークの状況で、途中音声聞きづらいということなど、不具合が生じる場合がございます。その場合にはいつもどおりのことでございますけれども、遠慮なくお知らせをいただきたいと思います。

それから、本日の審議は12時までを予定しておりますが、審議の状況につきましては、予定を過ぎる可能性もあるかと思えます。そのような場合、いつもどおり御予定のある方は、御退席いただいて結構でございます。なお、前回2月9日に開催した部会で宿題となった事項への回答など、本日対応できない部分が残っております。したがって、本日の部会の最後にも申しますが、予備日である3月18日についても開催する予定を考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、個別の審議に入らせていただきます。まず、第1部として今回の変更申請における最も重要な変更事項である調査系統と調査方法について再度審議をいたします。1回目の部会では、民間委託導入の方向性に強い異論は出ていなかったと記憶をしておりますが、一方で、計画の変更前後における事務負担の変化や、農林水産省における民間事業者などへのサポート内容が分かりづらいという御意見も多かったかと思えます。そこで、調査工程等を整理した資料を作成の上、再審議するというようにして行っていました。

また、第1回目の部会の終了後に小針専門委員、それから小西臨時委員から、なぜこのタイミングで民間委託の導入が必要であるのかという点などについて、追加の御質問を頂いております。そこで、これらについて、順番に御説明をいただいて審議をしたいと思います。

最初に資料1により、小針専門委員、それから、小西臨時委員両委員から頂いた御意見について、それぞれ趣旨を簡潔に御説明いただければと思います。その後質疑に入って、議論する内容としては小針専門委員の質問に記載されているとおり、なぜ、このタイミングで民間委託を導入するのかという、いわゆるWHYという理由の部分と、それから、民間委託の導入後どのように対応するのか、どうやって対応するのかというHOWという部分について、大きく分かれると思います。

そこで質疑では、まず、今回の変更の入り口である小針専門委員の御質問でもあるWHYの部分について行いたいと思います。

その後、調査の具体的な実施方法について、HOWについて質疑を行って、その際には議論をなるべくまとまった形で行うために、業務工程をある程度まとめてそれぞれについて質疑をしてというスタイルでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは最初に資料1に従って、小針専門委員から、今回の質問に対する問題意識を含めて、コメントをお願いしたいと思います。小針専門委員、お願いいたします。

○小針専門委員 おはようございます。小針でございます。よろしくお願いいたします。

樫部会長からおっしゃっていただいたことをほぼなぞるような形にはなってしまうのですが、改めて説明をさせていただきますと、これまで書面であったり1月29日の部会での御回答を聞いた印象として、WHY、の部分とHOWの部分が御説明の中で入り交じっていて、少し分かりにくいと感じたのと、それぞれについて、特に資料1の質問の2番のWHYに関しては、なぜこのタイミングなのかが前回の議論では少し見えにくかったということがありまして、そこも含めて一度整理をいただいて、御回答いただきたいというのが質問の趣旨でございます。

HOWにつきましては、質問の3番の下の文章にありますけれども、民間委託という言葉の中に2つ含意があると思っております、実質的に他計でサポートすることが中心となっている調査から、郵送で自計で対応するという形に変えていくという部分と、いわゆる調査の実施主体というか、役所主体のところから民間事業者に委託するという2つの面があると思っております、非常に大きな変更ですので、実質的にこの調査のやり方がどのように変わっていった、そのことによって事務の負担なり、実際の作業がどのように変わっていくのかということを確認に示していただきたいということで、前回の部会の際にビフォー・アフター表と申し上げましたけれども、整理して、御説明していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、続きまして、小西臨時委員から御説明をお願いしたいと思います。

○小西臨時委員 ありがとうございます。

1回目の部会後に質問させていただいた内容について御説明いたします。

まず、資料3の審査メモでたくさん書かれているサポートについてです。サポートという言葉は耳障りがよく、安心感もある言葉ですが、審議するとなると、具体的にどのようなサポートなのかを明記した方がいいと思います。その点、小針専門委員の御質問とも重複しますが、ビフォー・アフター表を整理していただく中で、ある程度は回答いただき、不足分を御説明いただくところが資料1の質問1になります。基本的には、誰が、調査過程のどの時点で、どんなサポートをするのかということが分かるといいなと思っております。

質問の2番の部分は1と重複しますが、可能な限り御対応いただければと思います。

質問の3番目は、民間調査員の設置についてです。先ほど小針専門委員もおっしゃいましたが、現在は他計調査で、地方農政局の職員の方と調査員の方がかなり手厚くサポートしています。民間事業者に委託された後に、自計調査となった際に調査の実現が可能なかが疑問ですので、民間調査員の設置を義務とするか、置けそうならばどれぐらいの規模とするのか等、現状で分かっていることとかを教示いただきたいなと思っております。

質問の4番目については、サポートの一環として、地方農政局が持っている情報を本省と、あと民間事業者にシェアしていくことになると思うのですが、基本的に実査の部分を担当する民間事業者に対して、どのようなサポート資料の提供が想定されるのか一覧を御教示いただきたいと思っております。ろしくお願いいたします。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、農林水産省の方からの御説明は資料2によりまして、まとめてお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省経営・構造統計課長の三嶋でございます。本日もよろしくお願いいたします。それでは、順に説明をさせていただきます。

まず、小針専門委員からの御質問の関係でございます。1番目の質問に対する回答でございます。

現在、農政の基本となります食料・農業・農村基本法の改正案の今国会の提出というのが予定されている状況でございます、同法に基づく食料・農業・農村基本計画の策定というのも来年予定しているという状況でございます。

このように農政が新たな展開を迎える中、昨今の資材価格の高騰もありまして、農家の所得等経営状況につきましての関心が非常に高まっているという状況でございます。農林水産省の統計部におきましては、これまでもその利活用部局からの要請に応えつつ、報告者の負担軽減を図り、将来にわたって統計の品質信頼を維持した調査の継続と効率的な調査環境の構築を図るために不断の見直しを行ってきたわけでございます。

また、第Ⅳ期の公的統計の整備に関する基本的な計画においても、調査対象者の高齢化、実査実測の担い手の不足等の調査を取り巻く厳しい環境があると。このような中で民間委託等の一層の統計業務の効率化、また、その報告者の負担軽減が喫緊の課題とされているところでございます。

今回の見直しにおきましては、これらを踏まえて、将来にわたって統計調査の品質信頼を維持していくために現状の職員によるサポートを必要とする調査から、調査対象となる経営体自らが回答できる自計での調査となるよう記帳者負担を軽減し、更に民間委託導入による事務負担の軽減を図るものでございます。また、併せて関心が高まっている本調査結果の公表時期の早期化にも応えるものでございます。

また、次の段落でございますけれども、本見直しにおきまして、民間委託を導入することとしておりますけれども、標本選定替えを前提とした令和9年体系を待たずに、令和6年調査から導入することにつきましては、民間委託導入初年度は新規経営体よりも現行の継続経営体を対象とする方が民間事業者の負担が少ないだろうということ。また、民間委託の実施状況を検証するために令和6年調査、7年調査の2回の実査による経験が得られること。これらのことから令和6年調査のタイミングで導入することが望ましいと考えているところでございます。

加えまして、将来的に郵送・自計を目指す以上、不断に調査票の改善といったところについても検討していく必要があると考えておりまして、調査対象経営体の自計の状況も踏まえて、更に改善すべき余地がないか検討していきたいと。

このように民間委託の実査による経験、調査票等についての検証を行いながら、令和9年体系に向けた申請を行いたいと考えているところでございます。

次に、2番目の御質問でございます。こちらの点につきましては、いわゆるビフォー・アフターの表として整理をさせていただいているところでございます。後ほど両委員の質問への回答としてまとめて説明をさせていただきます。

3番目の御質問への回答でございます。農林水産省が雇用する専門調査員の関係でございますけれども、いわゆるAグループ、営農類型別経営統計調査のみに回答いただいているグループにつきましては、民間事業者による実査を行い、必要に応じて民間調査員を活用するというところでございますので、令和6年調査から農林水産省が雇用している調査員を活用するということは想定をしておりません。

なお、民間事業者に対しては調査マニュアル、民間調査員向け研修資料等を提供するこ

とによりまして、実査が適切に行われるよう対応していきたいと考えております。この点については、後ほどビフォー・アフター表で補足させていただきます。

小西臨時委員の御質問に関してでございます。1番目と2番目につきましては、先ほど小西臨時委員からお話ございましたとおり、ビフォー・アフター表で説明をさせていただければと思っております。

3番目、民間調査員についてでございますけれども、農林水産省としましては、調査対象経営体自らが調査票に記入する自計調査を原則ということではございますけれども、やはり困難な報告者というのが生じる場合も想定されますので、適切に実査を行うということが可能となるよう、必要に応じて民間調査員の活用を考えているところでございますので、仕様書に調査員の稼働が可能となるよう明記していきたいと考えているところでございます。

調査の業務としましては、調査票の配布、回収等を想定しているところでございまして、ビフォー・アフター表で御説明をさせていただければと思っております。

次に4番目の御質問でございます。こちらにつきましてもそこに回答は書いておりますけれども、これもビフォー・アフター表で併せて整理をさせていただいておりますので、そちらの方で説明をさせていただければと思います。

では、引き続きまして、資料2の③として用意したビフォー・アフター表を御覧いただければと思います。前回宿題として頂きましたものにつきまして、現行と変更後という形で各調査の流れごとに整理をさせていただきました。順番に説明をさせていただければと思います。

まず、企画・設計・標本配分の段階ということでございます。調査系統の決定やその調査票の作成、調査項目、表章項目の決定といったもの、営農類型別規模別、区分別、農業地域別に標本配分を行うというのは引き続き我々本省で行わせていただきます。なお、変更後におきましては、報告者負担を軽減するために調査項目の整理をさせていただいているというところは、付けさせていただきました。

標本抽出段階におきましては、標本を抽出する作業自体は引き続き地方農政局等で行います。

次に、標本の選定と補充選定の段階ということでございます。こちらにつきましては、補充選定からそのデータの入力・審査段階、後ほど出てきますけれども、データ入力・審査段階までを民間委託するというところで考えているところでございます。標本選定、補充選定段階におきましては、まず、調査予定経営体へ協力依頼を行うということ。具体的には、調査対象を訪問して趣旨や内容を説明し、協力依頼文書等を配布すると。今まで現行、職員が行っておりますけれども、これを民間事業者に行っていただくということで考えております。

農林水産省のサポートといたしましては、調査協力依頼を行う際にその必要に応じて同行といったようなところの支援は行いたいと考えております。また、その調査協力依頼のパンフレットといったようなところも当方で準備をしたいと考えているところでございます。

今年に関しましては、民間委託への移行というのを円滑に行うために、客体に対しても事前の説明というのをやっている状況でございます。

次に、調査準備段階でございます。調査資材の準備、オンライン用のIDの準備、調査員への研修・指導というのがございますけれども、このようなものを現行、職員が行っておりますが、今後は民間事業者に行っていただくということを考えております。

農林水産省のサポートとしましては、今後の調査段階にも加わってまいりますけれども、これまでの調査のノウハウといったようなものが当然我々がございますので、そういったところを民間事業者を引き継いでいきたいと考えております。そういったところを通じて、契約に従ってしっかり業務を行っていただきたいと考えております。

調査の準備段階としまして、実査、審査等に必要となる資材の作成・提供、調査員向けの研修資料の作成・提供というのを行いたいということでございまして、具体的には表中のとおり調査マニュアル、審査ツール、記入の仕方等の客体に送付する参考資料等がございます。

次に、その調査票の配布・調査対象経営体からの照会への対応ということでございます。現行、職員・専門調査員が訪問して調査票の記入の仕方等を配布し、説明をしているということでございますが、民間委託後は郵送により調査票、記入の仕方等を配布します。必要な場合は民間調査員が訪問して、調査票、記入の仕方等を配布し、説明することとしております。また、原則自計調査ということでございますので、コールセンターの設置を予定しております。

次に、調査票の回収・督促・補完段階ということでございますけれども、現行、調査票の回収につきましては、訪問、郵送、オンラインによる回収、資料閲覧、聞き取り等を行っているという状況でございますが、民間委託後につきましては、郵送、オンラインによる回収ということでございます。必要な場合は、民間調査員が訪問して資料の閲覧、聞き取りにより回収をするということで考えております。

その他、未報告者に対する電話督促等については同様でございます。

次に、選定段階から調査票の回収・督促・補完といった段階まで、農林水産省としましては、委託先では対応できない照会、更には仕様書上の委託範囲を超えたような事案といったものが発生した場合には、当然サポートすることとしているところでございます。ビフォー・アフター表の下の方に書かせていただいているところでございます。

次に、データ入力・審査段階でございます。調査票のデータの入力と審査につきましては、現行、農林水産統計システムを利用しているところでございますが、民間委託後は、e-Surveyを利用することとしております。業務内容としましては記入漏れ等を再チェック、レンジチェック等の審査、エラーがあれば疑義照会を行うということでございます。また、民間委託後は、審査済みのデータを農林水産省へ報告いただくということでございますが、本省において、効率化のため報告をいただいたものから逐次審査をするということで、早めていきたいと考えているところでございます。

次に集計・審査・公表段階ということでございますが、報告されたデータを本省において、農林水産統計システムに取り込み、集計・審査を行い、この段階で疑義があれば照会

をします。そして公表するというごことばございまして、最終的な結果責任は農林水産省にございまして、しっかり審査して、品質を維持していきたいというふうなところで考えているところばございまして。

以上、左から右に説明させていただいたものばございまして、最後に右下のところ、民間事業者の活用にあたって予定されている措置というごことば、こちらも例として記載させていただいているところばございまして。

当然、委託契約というごことばございまして、①ばございましてけれども、受託者の決定にあたりましては、今のところその総合評価落札方式による入札というのを念頭に置いているというごことばございまして。その際には、十分な実施体制が確保されているかを確認するというごことば、やはり民間事業者の創意工夫というのも大事ばございまして、業務を効率的に行う方法について提案されているか、そういったところを十分に加味した上で、事業者を判断していくというごことばなるかと思ひます。

次に、②ばございましてけれども、情報を扱うといったところで、その秘密保護・守秘義務の関係ばございまして。報告者の秘密保護のため、民間事業者が本調査の業務を行う執務室における入室制限措置など、あと、災害にあ備えた設備の整備や実務担当者の守秘義務に関する誓約書等の状況といったところを確認していきたいと思ひるところばございまして。

最後の③、受託した民間事業者と本省職員が定期的に打合せといった、定例会を開催するなどにより、民間事業者に定期的に業務の進捗について報告をいただき、必要にあ応じて助言・指導を行うといったように、調査全体のプロセスの管理をしっかりしていきたいと思ひているところばございまして。

以上ばございまして。

○樫部会長 御説明、どうもありがとうございます。

それでは、質疑の方は分割して行ってきたいと思ひます。まず、小針専門委員から示されている、なぜこのタイミングで民間委託を導入するののかというWHYの部分ですけれども、今の農林水産省の御説明について質問や御意見などあれば頂ければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 御説明ありがとうございます。

まず、今の御説明でなぜこのタイミングなのか、令和6年調査からなのかというごことは、まず令和9年の調査を考えた場合に、その前の検証がこの令和6年、7年でできるというところが大きいと理解をいたしました。

それを受けてですけれども、併せて少し確認と質問させていただきたいと思ひます。これは農業経営統計調査全体という視点からなのですけれども、営農類型別経営調査と生産費調査とあって、今回この前者、営農類型別経営調査のみを民間委託する理由としましては、生産費調査になると品目も多いですし、あとそれぞれの費目ごとの調査項目の内容等々を考えると、営農類型別経営調査の場合は、調査票が営農類型に関わらず共通だったり、決算書類で転記可能な項目も多くて、自ら回答しやすい調査票であって、民間委託との親和性が高いというごことば判断をされていると思ひているのですけれども、その理解でよろしいかを確認させていただければと思ひます。

○**樫部会長** 農林水産省から、御回答をお願いいたします。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 御質問ありがとうございます。基本的にはそのような御理解でよろしいかと思えます。やはり生産費統計調査につきましては、非常に調査の品目も多いということ、調査の中身も非常に複雑であるということがございます。その点比較して申し上げれば、営農類型別経営統計調査の方は民間委託になじみやすいと考えているということでございます。ありがとうございます。

○**樫部会長** ほかに御質問があればよろしくをお願いいたします。

○**小針専門委員** ありがとうございます。この部分は承知しました。営農類型別経営調査の中身に戻りますが、資料2①の1ページ目、回答の2番のところに、将来にわたって統計調査の品質・信頼を維持していくため、現状のように職員等によるサポートを必要とする調査からということで、まず、自計調査になるよう記帳負担を軽減するというのと、あと、民間委託導入による事務負担の軽減を図るというこの2つが大きく挙げられていて、資料2①の2ページ目、回答の3と4のところで、令和6年調査では先ほど申し上げたとおり検証が可能で、その検証を踏まえた上で申請をされると書いてあります。しかし、実際すぐに郵送・自計で調査がうまく行くかというとなかなか難しいと思うので、そういう形になるまでにはある程度の時間が必要で、今回をきっかけとして一定の時間軸を持って取り組んでいかれると理解してよろしいでしょうか。

○**樫部会長** 農林水産省から、御回答をお願いいたします。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 御質問ありがとうございます。

将来的には郵送・自計といったものを営農類型別経営統計調査については目指していきたいということで考えておまして、民間委託のタイミングというものも今のこの足元の令和6年のタイミングというところで導入するのがいいのかなと考えているところでございます。直近では、令和9年体系の見直しといったところがあるかと思えますけれども、そちらに向けて今回の検証を行いながら、また、将来的にはデジタルデータの導入といったところもあると思いますので、そういったところを見ながらその郵送・自計に向けて、あとは行政ニーズに応えながら、こういった形が一番望ましいのかというのは引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

○**小針専門委員** ありがとうございます。方向性としては承知しました。民間委託導入による事務負担の軽減というのは、長期的な形で少し時間軸を長く置いてみたときに発現するものと思っていて、短期的に見たときには、やはりシステムを大きく変えるその瞬間というか、その前後というのはむしろ事務負担は増加すると思うので、時間軸をどういうふうに見ていらっしゃるのかということで確認をさせていただきました。

○**樫部会長** それでは、宇南山臨時委員、どうぞ。

○**宇南山臨時委員** ありがとうございます。今、小針専門委員の御発言が若干一部聞き取りにくかったので、もしかすると重複する部分があるかもしれないのですが、今回民間委託が始まるということで、前回の議論があって令和9年体系に備えてというのは、理解できなくはないと思っていますのですが、この回答の中で食料・農業・農村基本法の改正案が国会で予定されていて、食料・農業・農村基本計画の策定も来年を予定して

いますということが挙がっているのですが、調査体系をすごく大きく変えるというのと、もちろん予定どおりにいけばいいのですけれども、かなりの程度の断絶というか継続性が確保できない可能性が低くはないと思っています、非常に重要な意思決定をしなければいけないタイミングで、継続性が必ずしも担保しにくい状況に持っていくというのはあまり望ましくないように思っています。調査をしてみて、もしも例えば回答率の大幅な低下であるとか回答内容の変化があった場合に、この重要な意思決定のタイミングで過去の統計との比較等においてどういう対応を考えていらっしゃるのか。もしこれが今やるべき理由だとしたら、そこら辺についてどうお考えか教えていただければと思います。

以上です。

○**樫部会長** 食料・農業・農村基本計画への利用というところで、きちんと使えるのかという御質問かと思えますけれども。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 宇南山臨時委員、御質問ありがとうございます。今回調査票の見直しをさせていただいたと。それは当然のことながら将来的に統計の品質を維持するための見直しであるということをごさいますして、その見直した調査票の結果、民間委託が可能になると我々としては見ているところでございます。統計の中身を見たときに、回答率、回答の内容といったところの、もしその段階で疑義があるということであれば、そこはしっかりと審査をしていきます。そのために民間事業者から報告があったものについては五月雨で我々の方からもどんどん審査をしていきながら、しっかりとした審査を行っていくということを今は考えているところでございます。

審査が不十分なものの段階で、公表することは想定していないところでございます。

○**宇南山臨時委員** ありがとうございます。ということはもちろんきちんとして作ることが大前提ではありますが、そこで統計の結果に何か変化があった場合に、それは調査方法の変更だというような解釈は付けずに、あくまでも実態の変化と捉える方向で統計を活用していくということで、特段、調査方法が変更になりましたから去年とは比べられませんみたいな公表をする予定はないと理解してよろしいでしょうか。

○**樫部会長** 農林水産省、どうぞ。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 特に個々の調査項目の中身を変えるということでもございませぬので、そこに対してはあくまでも結果としてこうなったという説明ということになるろうかと思っています。

○**宇南山臨時委員** 分かりました。

○**樫部会長** それでは、清水臨時委員どうぞ。

○**清水臨時委員** ありがとうございます。私の理解を少し整理した上で、一つだけ御質問ということになるのですけれども、今までやっておられた職員による聞き取り調査・他計調査から郵送・自計にしていく理由というのが、そもそも近年における様々なコストが上昇する過程の中で、統計の公表に対する迅速化というのが世の中の的に求められてきているというのが前提にあるのだと思っておりました。

統計というものを作っていくときの統計の精度ということになるわけですけれども、未来の利用者にきちんとした今の状態を記録して残していく、正確に残していくということ

と併せて現在の利用者に正確な情報を提供する。現在の利用者に正確な情報を提供するというのは、実は時間的にラグがあるものというものは、そもそも誤差が大きいということになってしまうので、その誤差を解消するために公表の早期化が必要であると理解していました。

そうすると、その公表の早期化を図るためには職員による聞き取り調査・他計というものから郵送・自計に変えていくということが非常に重要で、その中で今の体系では調査ができないから、民間委託を使うことによって分業することでその公表の早期化を図る、又は、今後の統計調査の持続可能性を高めていくのだ。だから、令和9年体系を待たずして、今誤差が大きくなっているから、今の認識と実態、公表、ラグに伴う誤差が大きくなっているから、これを解消するために早くやらなくてはいけないのだと理解して聞いておりました。

ただ、そのときに気になるところというのが、やはり統計の品質といったときに今の品質というものは、それによって改善されるかもしれないけれど、継続性とか未来の利用者に対して正確に今までどおり誤差なくというか、正確な統計を記録していくというところにおいて本当に大丈夫なのですか、という不安なところがあって、この過程の中、その点において統計の品質の確認体制とか、それを担保するものをどういうふう考えていらっしゃるのかということを少し強調されると、議論が分かりやすいなと思って聞いておりました。

最後のところの、これはどういうふうに担保していくのかということのも何回も話されたかもしれないかもしれませんが、少し確認をさせていただければいいかなと思います。少し私の頭での理解と考えたこととございます。

以上です。

○樫部会長 今回の精度を担保する話については、多分HOWの方の話しかと思いますので、御回答はHOWの方でお願いできればと思います。小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 小針専門委員から出していただいた、何で今ですかというWHYのところが大事だと思っています。今のところその答えに当たるものとして資料2①の2ページ目の3番がそうなのかと、小針専門委員も宇南山臨時委員も清水臨時委員も私も理解しようとしていると思います。令和9年の標本替えの際に、調査方法が変更になると大変だから、令和6年から始めて、令和6年、令和7年の結果をきっちり検証しますということだと理解しようとしています。そうするとやはりもう一度お聞きしておかなければいけないのは、これをメインの理由にしていくのならば、Aグループの方も、例えば令和6年は半分の客体は自計にするけれど、半分は他計にして、それで回答がどれくらい違うかを検証し、令和7年に、全客体を自計にするといった段階的な変更をする計画になっていないのは、なぜでしょうか。

今回の変更は数も規模も大きいので、調査結果に不具合があった際に、どの変更が理由で起きたのかを知ることが結構難しいと思います。ですので、この他計調査から自計調査の変更の部分だけでも段階的にできれば、私はまだ少しダメージというのが、何かあったときのダメージが少ない気がしています。段階的な変更について、もし議論されたならば

んな意見があったのかとか、教えていただきたいです。

○**樫部会長** 段階的な調査の変更はできないのかという御意見かと思いますが。

○**小西臨時委員** なぜ段階的な変更の議論をしなかったのか、したのかもしれないけれど、こうなっているのはなぜなのかを知りたいと思います。

○**樫部会長** それができないということはどういうことかという御質問かと思いますが。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 御質問ありがとうございます。

当然、中でも様々な議論はしたわけではございますけれども、今回Aグループ、Bグループということで、まずはAグループからやってみようということで考えました。Bグループの方は生産費統計調査との共用客体ということでございますので、そちらは同じ調査員の方が調査に伺う方が、生産費統計調査と効率的に調査するというのも可能であるということで、まずはAグループからとにかくやってみようということです。

その上で、更にBグループまで拡大するかどうかということにつきましては、令和9年に向けた検証の中で更に考えていくところなのかなと考えています。

○**小西臨時委員** 分かりました。AとBを分けたことがそれを考えているのだという、段階的なのだというお答えということなのですね。Aグループの中ででは自計は100%にするのだけれど、サポートの体制は、地方農政局のサポートは残そうといった御議論もなかったのですか、ありましたか。また、民間委託にするとしたらもう100%民間委託というのはデフォルトというか、最初から既定路線だったという理解でいいのでしょうか。

○**樫部会長** 農林水産省、どうぞ。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 先ほどビフォー・アフター表のところで説明させていただいたとおり、民間委託に入ったからもう全て民間事業者に任せるということではないです。要は、民間事業者が調査に入るために必要な我々のノウハウはしっかり提供させていただきます。また、その調査が終わった段階でも我々としては結果責任を当然持つわけですから、審査もしっかりさせていただくといったようなことで考えています。当然その民間委託については、仕様書の範囲の中の業務を彼らに義務としてやっていただくということにはなるわけでございますけれども、仕様書を超えるような事態が生じた場合には我々の方でフォローする必要があります。ある意味これは当然のことでございますので、そのような形でやらせていただきたいと考えております。

○**小西臨時委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**樫部会長** 宇南山臨時委員、どうぞ。

○**宇南山臨時委員** すみません、先ほどの私の質問と今の小西臨時委員の質問とで、例えばなのですけれども、家計調査が2018年から家計簿の形式を変えたというような事例があると思うのですけれども、その事例ですと、今回と同じで公表する数字自体には何の変化もなく、集計項目も変わらないけれども、調査の調査票が変わった、調査の方式が変わったということで、その影響を調整するような集計の仕方をして、深刻な影響は出ていませんよというのをお示しいただいた。そういう事例があるわけですけれども、今回のもグループA、Bと行くのであれば、例えばそこの部分で比較可能なものについては、何らかの形で継続性がどれぐらい担保できているのかみたいなことを示すようなことはできる

のでしょうか。確認です。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 ありがとうございます。今、何ともなかなか申し上げにくいところもあるのですが、基本的にその集計した結果を単純にAグループ、Bグループで比較するということが設計をそれぞれ分けてやっていないこともありますので、難しいといえますか、なかなか今できますというふうには申し上げにくいなと思います。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。小西臨時委員も御指摘のように、本来であればその調査方法を変更したグループとしないグループをランダムに割り当てて、調査方法の変更がこれぐらい結果に影響を与え得るよというのは検証すべきだったと思います。今から難しいのかもしれないのですが、例えば今後の令和9年の体制になるのに備えても、そういった考え方は是非備えていただければと思います。

以上です。

○樫部会長 これは分析が可能かどうか少し持ち帰って、調べていただければすぐ分かるのではないですか。可能かどうかもし後で分かれば、そういうことで。

それと、私から質問なのですが、今、グループを2つに分けているのは段階的なやり方だというニュアンスでお話をされたのだと思うのですが、そうするとこれは生産費調査の方で、今回地方農政局経由で調査を続けるという方も、民間委託に移行するという計画があるのかなのか、あるいはその令和9年の調査のときにそういう変更もあり得ることなのか、その辺も御回答いただければと思います。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 生産費統計調査の方は、先ほども申し上げたとおり中身が非常に難しいものでございますので。

○樫部会長 生産費調査自体ではなくて、生産費調査もしている人たちのグループは地方農政局経由でやっていくわけですね。そちらの方もこの営農類型別経営調査だけ、そのグループについても民間委託にするということは考えていらっしゃるのか、いないのかということも少し教えていただけませんか。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 共用客体でございますので、基本的には職員なり専門調査員が訪問して、調査を今時点やっています。生産費統計調査、営農類型別経営統計調査も一緒にやっているわけでございます。そういったときに、営農類型別経営統計調査だけもう民間委託にしましたので、私、これ関与しませんということになるのがなかなか現実的ではないところもありますので、今回こういうふうに分けた面もでございます。ただ、実際にはBグループの中でも、これまで説明資料の中にもあったと思いますけれども、民間委託でいいよと言ってくれる客体については、できるだけ委託していきたいなと考えているところでございますし、令和9年に向けて、どういうふうな形が良いかというのは見ていきたいなとは思っています。

○樫部会長 分かりました。二村委員、どうぞ。

○二村委員 二村でございます。ありがとうございます。

まず、もうこれ最初にすべきだったかもしれないのですが、今回地方農政局の方の人も少なくなって、非常にこの調査がこのまま維持できないというようなことで、このよ

うな決断をされたものと理解しておりますけれども、まず、大前提として人が増やせなかったのですよねというところを確認をさせていただきたいと思います。

それから、今回の大きな変更で、委員の皆様がおっしゃっていましたがけれども、その精度の問題ですね。品質の問題というのは情報を提供される世の中にとって非常に大きな問題、精度が幾らか問題があるというふうに、そういうところでもありますけれども、それ以前に要は農政の評価であるとか、そのようなものというのはこの統計を使って行うわけですね。ですから、今後の事業評価なりでその数字を使ったときに、本来だったら効果が出ているにもかかわらず、その統計の精度が悪いがために成績が悪くなってしまうようなこともないとは言えないので、御担当としては、最大限の努力をしていただきたいと思うところです。

また、総合評価で事業者を決定するという段になれば、様々な今回は競争的な状況で決まると想定をしたときに、それぞれの事業者はそれぞれに強みを持っているはずなのですよね。ある事業者はここであるし、もう一つの事業者はここであったけれども、受託したのはここであるという場合には恐らく弱い部分もあると思いますから、要は落札をした、受託をした事業者に応じた形でのサポートというものをお願いしたいと思います。

また、これはここから2点質問なのですけれども、これからその統計の情報を出してくれる農家の方ですけれども、今までと違うとか何とかというような苦情に対するサポート係みたいなものは、地方農政局の方で御用意されますかというのが1点目。

もう1点目としては、これは総務省に対する質問なのですけれども、これまでも、このような形で人がやっていた統計の調査というものをこのような形で民間に、要は公でやっていたものを民間に委託させるというような経験というのは他省庁の事例であるのではないかと思いますのですけれども、このような形で何かコメントをすとか、何かバックアップができるような点というのではないのでしょうか。すみません、2点が質問です。

○樫部会長 人員の増員ができなかったのかという御質問と、それから、苦情のサポートみたいなものは用意しているのかという御質問は農林水産省から、最後の御質問は他省庁の事例があるのか、その辺は事務局からお願いいたします。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 職員の数ということでございますけれども、そこは行政機関のスリム化といったようなところもございますので、どんどん増やしていくという状況ではないということが言えるのではないかと思います。

いずれにしても、今の現行の調査票そのものが客体への負担が大きいところがございましたので、そういったものを見直す必要があったというのはこれまでもいろいろなどころでも指摘されてきたところがございますし、調査の効率化というのが必要であるといったところは公的統計基本計画の方でも書いていただいているとおりでございます。

あと、質問の2番目の方は農家からの苦情がないのかということでございますけれど、そこについては今まさにその現場で調査の客体に対して、丁寧に説明をして回っているところがございます。そういったところで、事前に民間事業者に移行しますよという説明はさせていただいています。

また、民間委託をした後においても、当然といたしますか、そういったことがないとは言

えないと思いますので、そういった場合には、直接我々本省の方でも構いませんし、苦情というのは当然対応していかなければいけないというふうには思っております。行政に対する苦情ということであれば、当然我々の方で対応していくということになるかと思えます。

あと精度の関係の話もございました。当然これは最後に出てきた数字に対しての説明責任というのは我々の方にありますので、そこはしっかり審査をしていくということだろうと思っております。

以上でございます。

○**樫部会長** 続いて事務局からお願いします。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 内山でございます。最後、今回のような形の変更が他省庁でもあり得るかということなのですけれども、今手元にデータがないので、にわかにお答えすることができませんが、専ら他計で、職員あるいは調査員の聞き取りでやっていたものを基本的に郵送の民間委託の自計に全面的に変えるというのが多分あまりないのではないかと。例えば直轄でやっていた郵送調査を民間委託の郵送に変えますといったようなものについては、結構あるのではないかと思うのですが、ここまでの大きな変更という例を他省庁に求めるというのはなかなか難しいと思います。

○**二村委員** ありがとうございます。ということは御担当課では、ある意味最初の事例ということで、十分な体制を持って行っていただかなければならないと思います。先ほどの農家サイドの苦情というのは、先ほど最後におっしゃっていた方は実施後ですよね。実際にこうなりますという変更に関する説明をされるのも必要ですけれども、実際に回答する段になったときに、今までとは違って何かよく分からないであるとか、こういう対応の悪いところがあったというようなことはきちんと吸収をしていかないと、協力を得られなくなるといけませんから、その点に関してはお気を付けいただきたいと思いました。

以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** 宇南山臨時委員が質問してくださったことが非常に重要だと思っていました。調査では、継続性はすごく大事で、同一標本であれば、結果に断絶があった場合には、回答者の方の経営とか生産の形が変わったからだとは利用者は判断できると思います。しかし、今の二村委員への御回答にもありましたが、これだけ大きな変更がなされた場合には、断絶の理由の特定は難しいと思います。

けれども、宇南山臨時委員への回答だと、あくまでもあらゆる断絶の理由は回答者側の回答の変化ですと公表するという御回答でした。この点について、議論が必要だと思いました。

その中で、樫部会長が質問をしてくださいましたが、Aグループに対しては自計調査に変更するが、Bグループの方は調査方法の変更がないので、Bグループの結果を生かしてAグループの回答と比較し、Aグループの調査結果の検証をしていただきたいです。

この様な検証は可能でしょうか。もし可能ならば、調査結果の断絶の理由をある程度狭められるかなと思いました。

○**樫部会長** 今それはすぐにここでは答えられないというお話だったかと思いますが、持ち帰ってできるかという可能性も含めて考えていただくということで、よろしいですか。可能性があるかどうかもここではすぐに分からないのではないかと思います。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 宿題として、もし出されるとすれば、今回仮に令和6年調査から変わった場合に、民間委託を入れるグループと今までどおりでやるグループ、いわゆるA、Bグループに分かれるとなりますけれども、民間委託に伴って発生した数値の違いについて何が原因かということ、それを分析することが可能かどうかということを確認するということでしょうか。

○**樫部会長** 技術的に可能かどうかということは、持ち帰って調べていただければ。多分、個票があるからできるのではないかと思います。

○**小西臨時委員** はい。検証可能性と、断絶の理由についての分析が可能かということが知りたいです。

○**樫部会長** このWHYのところですが、まだいろいろ御質問が続いているのですけれど、少し時間がないので、すみません。

○**小針専門委員** 最後に、WHYを出した人間としてここだけ確認させていただきたいのですけれど、この令和6年でやるということについて、令和9年の標本替えの前に検証する、そこは理解をしています。ただ、段階的にステップを踏むということを考えると、もしかしたら令和14年を見据えてということもあり得るかもしれない。それも含めてこの統計調査で民間委託をするということで進めるとすれば、もうこのタイミングでやらないとその後だと様々なことで難しいと農林水産省では判断をされたという理解でよろしいですか。

○**樫部会長** 御質問は、令和14年の変更を視野に置いているのかという御主旨でしょうか。

○**會田委員** 令和14年ではいけないのかということではないでしょうか。

○**樫部会長** 令和14年では駄目なのかということですか。

○**小針専門委員** 先ほどの回答で、将来的にオンラインにするということも目指して作っていくということも考えて、ステップを踏むとすれば、もうこのタイミングで変えるしかないというのが今回の判断ということでしょうか。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 基本的にそのような形だと思います。まさに今の令和6年のタイミングで見直しをして、令和9年に向けてどういうふうな形がやれるか、令和9年に向けて引き続き検証が必要になってくるということでございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。この点についてはいろいろ、これがその理由の全部なのかということなど、まだ御質問があると思うのですけれども、少なくとも令和9年の調査を変更するというのであれば、それに向けて令和6年調査で変更しないと間に合わないという、そこは一応皆様ある程度御理解をいただいているということかと思えます。

ほかの理由は早期化の話とかいろいろ絡んできますので、とにかく令和9年の調査を見据えてこのタイミングで変更するというについては、皆様、ある程度御理解をいただ

いた、そういう整理にさせていただきたいと思います。

それでは次に、HOWの方に進みたいと思います。時間も大分オーバーしてしまっているのですけれども、工程ごとに御意見を頂けたらと思います。

資料2③のビフォー・アフター表の、民間委託される部分です。標本選定からデータの入力・審査までですので、これは調査の準備段階、それから調査の実施段階過程に大きく分けて議論をしていただきたいと思います。

まず、調査の準備段階として標本の選定・補充とそれから調査の準備ですか、この部分について御質問とか御意見があればお願いできればと思います。どうぞ。

○小針専門委員 これに沿って、それぞれの段階についてどういうことなのかお伺いしていく形でよろしいですか。

そうしましたら、まず具体的に中身が変わる標本選定・補充選定のところからになるかと思うのですけれども、地方農政局等が訪問してというところが、下の民間事業者では協力依頼、訪問して趣旨・内容を説明するという形になってはいますが、初めの入口は、委託をされた民間事業者の調査員なりがまず全員のところ説明に行くという理解でいいのですか。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

農林水産省統計部の小林と申します。小針専門委員、ありがとうございます。

補充選定の部分ですけれども、まず令和6年調査、次の調査に向けましては、地方職員が現行の調査客体に調査の方法が変わりますよ、民間事業者からの郵送・自計になりますよということを全客体の方に説明して回ろうと考えております。

その後、令和7年、令和8年調査に向けまして、脱落が一定程度出てくる可能性がありますので、そこについてはまずは一義的に民間事業者の方に説明をしていただくことを考えております。その中で、なかなか民間事業者では対応が難しいということであれば、ここに書いておりますように必要に応じて民間事業者に同行するとか、そういうふうな形で職員の方がサポートするようなことを考えているところでございます。

以上です。

○樫部会長 小針専門委員、よろしいですか。

○小針専門委員 ありがとうございます。というか多分この形でそれぞれの段階についてどうなのでしょうかとお聞きするような感じになるのですが、ほかの委員の方々もいらっしゃるかと思うので。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 先ほども部会長おっしゃられましたけれども、工程ごとにやると短冊に過ぎるので、準備段階と実査段階という形で、まずは標本選定から調査の準備までのところに関して、お気づきの点があれば言っていて、それを一通り意見を出していただければ調査票の配布から、その後のところまでまとめてというその2段階で御意見を頂こうかと部会長はお考えのようでございます。

○小針専門委員 分かりました。すみません。

○樫部会長 小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。この先ほどおっしゃった調査予定経営体へ協力

依頼、訪問してというのは、民間事業者と書いているのですけれど、この民間事業者と右側の民間調査員の関係を教えてください。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

小西臨時委員、ありがとうございます。ここの民間事業者と民間調査員ということですが、受注する会社によって対応は異なるかもしれませんが、補充選定の部分というのは、例えば職員等も含めて民間事業者の正社員等も含めて、会社ぐるみで対応していただくということを想定しております。右の民間調査員というところについては、正社員が行くこともあると思いますし、調査員の方を雇って対応するという場合もあるということで、少し表現を変えているということでございます。

○小西臨時委員 右側の民間調査員の方は、再委託先も含むという感じですか。その会社ではなくてほかの、例えば再委託した人たちもあり得るという感じなのですかね。民間調査員になる方は、左側は本社の人で、右側は本社以外の人という感じでしょうか。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

再委託かどうかは分からないのですけれども、受注した事業者が雇用している民間調査員に対応していただくというふうなことを想定しているものでございます。

○小西臨時委員 分かりました。ありがとうございます。右側の現行の専門調査員と下の民間調査員が対応していると思いますが、現行のAチームの専門調査員の人数を教えてくださいませんか。民間調査員を設置するか否かという論点もありますが、現行に専門調査員の人数がわかれば、今回の変更で何人に減らすことができたかもわかりますので、これから何人でやっていくのかを示すのは難しくても現行のおよその人数がわかるといいなと思います。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 すみません、内山です。先に一つだけ。このビフォー・アフター表の見方なのですから、もっとシンプルに見ただけであればよくて、要は民間委託する部分について、＜民間事業者＞と一律に書いていると御理解いただければと思います。専門調査員との比較で民間調査員が動く場合があるということなのですが、イメージとしては民間事業者、つまり受託された会社が雇われる方々というのを基本的に想定していると思っていただければと思います。ですので、小西臨時委員の方から御質問があった補充選定のところ、＜民間事業者＞と書いていますけれども、これは民間事業者そのものの職員の人が行く場合もあるでしょうし、民間事業者が雇った調査員の人が行く場合もあるというふうなことで、そういう広い概念ということでお受け止めいただければと思います。割り込んで、失礼しました。

○樫部会長 農林水産省、どうぞ。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 人数の規模感ということなのですから、具体的には何人がどういう業務ということというのは、例えば我々の専門調査員にしても、ほかの業務も兼務して調査しているというような状況もございます。実際にはその民間調査員の業務のボリューム感というのは、標本の数とかで示していくのだろうなと思っていますし、民間調査員の配置が具体的にその地域に近いところに、東京から行くのであれば何人ぐらいとか、例えば現場にいるのだったらこういうふうな形というふ

うなところで、民間の事業者によってもそれぞれ考え方が違ってくると思うのです。

ですので、そこは民間調査員、何人でなければならないといったようなところではなくて、民間調査員を活用する場合としての業務量がこのぐらいではないかというふうなところを示していくということで、民間事業者に御判断をいただき、それをもって我々の方で評価をしていくというふうな流れになるのではないかと思います。ですので、何人という形で決めるのはなかなか難しいと思います。

○小西臨時委員 私はこれから民間調査員を何人置くのかを教えてくださいといっているわけではないです。今、本調査を担当している専門調査員の方がどれぐらいいるかというのを知りたいなと思っています。その規模感が分からないまま、議論しても、民間調査員を置く必要があるのか、置くなら何人なのかを議論するためにも必要だと思います。

○樫部会長 ほかにこの部分について御質問とか御意見とか、あるいは答申にこういうことを盛り込んだらいいのではないかという御提案でも結構なのですけれど、よろしいですか。

それでは調査準備段階の部分については、これ以上御質問がないということで先に進めたいと思います。

次は、調査の実施段階で、調査票を配布してデータの入力・審査をするところまでですが、ここについて御質問、御意見とかあればお願いをしたいと思います。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 小針です。実査の照会対応からの流れの話になるのですが、まず一つ、端的に気になるのは、今までは3,500が基本的に訪問だったものを全て基本郵送となると、郵送で回収した後の照会だとして、単純に調査票が郵送されてくると、報告者の手元には調査票はないのではないかなと、それも含めてどういう形で疑義照会を対応されるのか、具体的に教えていただけますか。

○樫部会長 農林水産省から、御回答をお願いします。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

農林水産省の小林です。今、小針専門委員から御質問のあった件についてですが、何個か方法はあるかなと思っておりまして、まずは回答いただいた調査票について、中身をチェックして、確認しなければならないところについては切り取ったりして、それをまた郵送で客体の方にお返しして、それを基に照会をするというふうな方法が一つ。

もう一つは、少しこれは個人的な意見かもしれませんが、調査票を2冊、最初に送っておき、1冊は照会用として手元に置いておいていただく。あるいは記入の仕方を手元に置いていただくことで、自分のお答えした結果は手元にはないかもしれませんが、大体ここにこういうのが載っているというイメージは付きますので、そういった形で照会をしていくというようなことを考えております。

いずれにしても、照会対応の部分についても総合評価落札方式で民間事業者を決定していく中で、更に民間事業者からの創意工夫があればそれを活用して、対応していきたいと考えております。

○小針専門委員 ありがとうございます。ここがコアなのかなと思っているので、この部

分をきちんとどう対応されるのかについて質問をしました。ありがとうございます。

○**樫部会長** 宇南山臨時委員、どうぞ。

○**宇南山臨時委員** 宇南山です。このビフォー・アフター表のところで、民間事業者の調査票配布の部分で必要な場合は訪問という表現があつて、疑義照会もコールセンターも基本的にもしも遠隔で対応ができるとすると、かなり民間事業者としては負担は小さいと思われるわけですが、それに対して訪問ができるような体制をとるとするのはすごく大きい負担だと思つていて、ただ、現実には現状で3,000人ぐらいの人が他計でやってもらっているということを考えると、疑義のレベルではなくて提出もおぼつかないようなケースがあり得るとすると、コールセンターとかに少し電話をしても対応できないと考えられるのですけれども、この訪問というのは仕様の中で、どこにいるとしても疑義があれば、訪問できる体制を整えるというのは前提になるのでしょうか。

ここのところはもちろん民間事業者の提案次第という回答はあり得ると思うのですけれども、先ほどの小西臨時委員の話もあるのですが、そもそも何百人という人を用意できるかできないかというのは、民間事業者の工夫次第ですというのとは少しレベル感が違う可能性があるのでは、やはり民間調査員というのをどれぐらい想定しているのかというのは、お示しいただかないと何となく実効可能性というのは見えてこないのではないかなと思つました。

以上です。

○**樫部会長** お答えを頂ければと思います。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 今はまだ検討中のところもごさいますけれども、今まさに現行の調査客体に対して民間移行といったところを説明して回っています。そういった中で、どの程度訪問をしなければいけないかなといったところの見極めをしていかなければいけないとは思つております。

そういった見極めというのは、今年の6月ぐらいまでにさせていただいた上で具体的なボリュームというのが決まってくるのかなというイメージをしているところでございます。ですので、民間事業者に対して不明確な形で仕様書を作るというのは適切ではないと思つておりますので、そういったところのいろいろなところを瀬踏みしながら、その数字というのは作っていくと思つております。

○**宇南山臨時委員** ありがとうございます。ということで、現時点だとまだどれぐらい必要かの見極めもできていないという理解でよろしいですか。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 現時点での想定ということでありまして、大体ある程度余裕を持った形で準備しなければいけないと思つておりますので、少なくとも1,000客体ぐらいには訪問できるような形で準備できたらと思つておりますし、その上で更に上積みが必要かどうかというのは精査をさせていただいているところでございます。

○**宇南山臨時委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**樫部会長** 二村委員、どうぞ。

○**二村委員** 今の様々議論あると思うのですけれども、最終形として何人必要であるとい

うのはもちろんこれからいろいろな議論があると思うのですが、通常、統合評価で事業を出す場合には御担当課、それこそ総合評価にたけた御担当課は省内にあるでしょうから、そちらにお聞きになればいいと思いますけれども、人員とか体制に関しての最低ラインというのを通常引きますよね。例えば主任監督者であるとか、そういうようなものを専任の人を何人置けるかとか、人員はその農家何戸に対して何人程度を最低ラインとするというような最低を切っておいて、その後は事業者の創意工夫で、例えばうちは本来10人でいいところを12人置きますというところを評価のプラスの材料としてとっていくのかなと思いますので、まずはこの事業を行うための最低ラインというのを引かれることをお勧めします。

以上です。

○**樫部会長** 何かコメントされることがあれば。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 御質問ありがとうございます。先ほどそのサポートの表のところの右下の方に少しイメージを書かせていただいておりますけれども、先ほどおっしゃっていただいたのは、例えば資料2③の右下の①の一番下にあるところ、調査に精通した責任者の有無というところも書かせていただいております。統計調査士等の資格の有無の配置などといったところを書かせていただいたり、あとはISOの関係の基準を満たすとか、過去の統計の受託の実績があるかどうかといったようなところ、あとは先ほど来、話題になっております調査員の配置とか、このようなところを審査という形でさせていただくのかなとは思っております。もちろんコールセンターの要素というのも当然あるわけでございますけれども、例示として書かせていただきました。

○**二村委員** 要は、ボトムのところをきちんと決められて、その後がいろいろな創意工夫かなと思いますというのが先ほどのコメントで、ここは小さくて、今画面がよく見えないところであるのですけれど、万が一、当初のやり方がうまくいかなかったときの有益な代替案の提示というのも通常は示される必要があるかなと思います。

以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。今の調査の実施段階のところについて、ほかに御質問がなければ先に進みたいと思うのですけれど、よろしいでしょうか。

また何かありましたら、追加で御質問いただければと思いますが、どうしてもここで何かコメントされたい方がいらっしゃれば。

よろしいですか。この部分については、もし早期化の中のところで御意見があれば、そこで何うということにしたいと思えます。

今も幾つか御意見が出てまいりましたし、この会議が終わった後にまた御意見を伺いますので、そこでも出していただいて、それを答申の中に盛り込むかどうかというようなことで議論をしていくということで、先に進めたいと思えます。

以上のところ、本日時間があれば、最後まで審議を進めた後、またもう一遍この辺りに戻っていきたく思っておりますので、取りあえず審議は先に進めさせていただきたいと思えます。

それでは、第2部に入ります。残っている変更事項の審議に移りたいと思えます。調査

時期の変更、それから公表時期の変更というところに進みたいと思っております。

前回部会までに集計事項の変更まで審議を進めましたけれども、本日は調査時期の変更と公表時期の変更について審議をしたいと思っております。この2点について調査の全体スケジュールに関するものですので、まとめて審議をしたいと思っております。御覧いただく資料は審査メモとそれに対する農林水産省の御回答ということになります。

それでは、初めに事務局から審査状況と論点の説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、審査メモの14ページを御覧ください。図表8を見ながらまとめて説明いたします。上が現行、下が変更案となっております。

まず、現行についてですが、個人経営体については1月から12月の1年が把握対象期間で、最後の月、濃い青にしている12月に調査票を配って、赤にしている翌月3月までに回収するという形で行われます。

これに対して法人経営体については、現行、決算期間に併せて配布・回収を行っており、決算期間の最後の月に調査票を配布し、3か月後までに回収することとされています。その後、地方農政局で回収した調査票の整理を行い、取りまとめられた情報が7月末までに本省に提出され、12月に概要が公表されています。

これを今回、下の変更案となりますが、個人経営体、法人経営体とも配布・回収の時期を基本的に一元化し、配布については3月、その翌月に回収する形にすることが計画されています。ただ、法人経営体については、1月から3月の決算期が到来する場合に限っては6月に回収期間が設定されています。

その後、調査により得られた情報全体をこれまでより1か月早い6月中に本省が受け取ることとし、その結果として概要の公表を10月と、これまでより2か月前倒することが計画されています。詳細公表の公表時期については、変更はありません。

このうち、調査時期の変更については15ページの（イ）以下で記載していますが、配布・回収時期の一元化の理由なのですけれども、農林水産省は民間委託を導入するに当たり、全体経費を抑制しつつ、手厚い対応を行うためには、委託する事務の集中が必要と説明しております。

これに対する審査状況ですが、効率的・集中的に調査を行うという趣旨は分かるのですが、試行調査の結果として、誤回答率もそれなりにあり、相当な補記・訂正が必要な状況であったことを踏まえると、たとえ継続サンプルに対する調査であったとしても、民間委託による自計調査の導入ということにより、督促や疑義照会、補正作業などの業務が相当量発生し、6月末までに、農林水産省に調査データを納品するというのは、なかなかハードルが高いのではないかと考えています。

また、公表時期を10月公表と2か月早期化する変更についてですが、この点については既に御説明していますが、前回、令和3年の変更申請で、集計の作業量等を勘案して2か月繰り下げた経緯があります。

今回も、言わばスケジュールの巻き戻しについて、農林水産省は、公表早期化の要望が強くなっていることや、民間委託による効率化を理由としています。

これについて審査メモ15ページの（イ）の部分になりますけれども、もちろん公表早期化は統計一般としては望ましい方向であることは否定しないのですが、これまで職員や専門調査員による聞き取りで行ってきたものについて、民間委託による郵送・自計調査にすることで、調査票の回収のもとより、回収後のデータクレンジングに相当な労力が必要ではないかと思えます。また、早期化の必要性についても説明をいただいておりますが、営農類型別経営調査の2か月早期化で対応する問題なのかどうかというのがよく分からない。

そういったこともありまして、実現可能性という観点から全体スケジュールの確認、そして利活用として、営農類型別経営統計調査の早期化が絶対必要な案件なのかということについて、論点を立てております。

事務局からは以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。それでは農林水産省から御説明、御回答をお願いいたします。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 説明させていただきます。まず、調査時期、公表時期の変更といったところでございます。

スケジュールについての御質問がございました。前回会議資料2（審査メモで示された論点に対する回答）の18ページですが、想定している民間委託に係る契約、実査、公表等のスケジュールというのはこの図に示させていただいたとおりでございます。民間委託の契約に向けた公告といったものを7月から行い、11月までに契約、その後2月までにそのプレプリント等の実査資材の準備を行うと。3月配布、4月以降回収し、6月に最終報告を頂くこととしております。

その間、農林水産省より民間事業者に対しまして、先ほど来申し上げているような実査に係る引継ぎ等を行うといったところで、万全を尽くしていきたいと考えているところでございます。

また、民間事業者による審査後におきましても、随時、報告を受けまして、農林水産省においても審査を行うといったようなところで、必要に応じて農林水産省の照会に民間事業者に対応いただくということでございます。最終的な報告を6月に頂き、農林水産省で集計、統計表作成を行い、10月に公表ということとしております。

次に、調査時期の変更ということでございます。民間事業者の督促・疑義期間における対策ということでございますけれども、受託事業者によるデータ入力・審査が終了したのから農林水産省においても随時確認を行っていくということで、精度の確保といったところをしっかりとやっていきたいと思っております。

また、ここに書いておりませんが、この前提としては、そもそも調査票そのものが客体負担を軽減したのものになっているということもでございます。

最後の公表時期の変更ということでございます。早期化に関する要望について御質問ということでございますけれども、これは従来から述べさせていただいております。昨今、肥料、飼料等の資材価格が高騰している状況であり、例えば農業物価指数で見えていきますと、令和3年から上昇が始まって、特に令和4年というのはかなり上昇が加速しているという状況でございまして、年平均で見たときに肥料が130.8、飼料が

138.0ということでございます。ここにはございませんけれども、去年は双方とも150近くまで上昇したという状況でございます。一層、農家の経営状況というのは厳しいものになっているということでございまして、その次のページに、令和5年12月12日に公表した前回調査の結果を付けさせていただいておりますが、農業経営につきましては経営費が12.2%増加、所得は21.7%減少という状況でございます。これは平均値でございますので、個々の営農類型を見ると大変厳しい営農類型のものもございます。

このような状況下、コスト高騰による農業法人経営への影響について、日本農業法人協会が緊急アンケートを2022年5月に行うといったところで、農業経営の実態の早期把握というのが求められている状況でございます。

また、農業政策のこれも先ほど申し上げたところでございますけれども、食料・農業・農村基本法やその食料・農業・農村基本計画の話がございまして、この法律は、改正の方向性としても、資材価格の高騰を受けた農業経営の影響緩和といったことが示されているという状況でございますので、できるだけ時宜を得た公表というのを目指していきたいということでございます。

先ほど来、2か月の前倒しというのが果たして意味があるのだろうかという御質問があったのではないかと思います。もちろん早いに越したことはないのですが、もっと早ければ早いほどいいわけではございますけれども、この12月というタイミングよりはやはり10月のタイミングの方が、経営体の負担の議論を様々な形で行政部内で行っているタイミングでもございますので、我々としては非常に意味があるものではないかなと考えているところでございます。

もちろん本来で言えばもっと早く公表できればいいに越したことはないのですが、さすがにそれほど早く公表というのは無理があると我々も思っているところでございます。

最後でございますけれども、利活用されていくといったところが大事だろうと思っておりますので、政策決定プロセスに、できるだけコミットといいますか、基礎的な情報といったようなところで提供していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○樫部会長 どうも御説明ありがとうございました。質疑に入りたいと思うのですけれども、私なりに少し議論のポイントを整理させていただきたいと思っております。まず問題は2つあって、調査票の配布・回収の時期を原則的に一元化するという部分と、それから概要の公表を早期化するという2つの大きな論点があると思っております。

概要公表の早期化については、まず早期化が本当に必要なのかと。もちろん早い方がいいということなのですが、この調査を大きく変更するということと同時に公表も早期化するというのを、どうしても令和6年調査で同時にやらなければいけないのかという問題が一つあると思っております。

そしてもう一つは、それが本当に実現できるのかという論点があろうかと思います。もちろん今回は報告者が継続しているわけで、ほかの時期にやるよりは簡単なわけですが、それでも初めて民間委託を導入して、郵送で調査票を配るという変更と同時に早期化をすることができるのか、そういう論点があるかなと思っておりますので、これは順番に御意

見を皆様に伺いたいと思います。

最初に、調査票の配布・回収の時期を一元化するという部分でございますけれども、ここについて御意見、御質問はお伺いをしたいと思います。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 小針です。審査メモ14ページの図表8のところを見ていくと、基本的に個人経営体に関しては、3月に回収というのは青色申告を出しているのは3月というのもあるので、必要な情報も揃うという印象はあって、自計だということを考えると平仄は合うとは思いますが。

ただ一方で、今まで3か月あった期間がいきなり1か月になってしまっているのも、あまり長く時間を置いておくと郵送してくれないというのもあっての整理なのかと思うのですが、ただ、今まではこの間に職員のチェックが入っていたと思うのですね。本省への提出が6月になっていて、あまりチェックがないまま送られてしまうのではないかと、この本省への提出までに、どこまで民間事業者で精査をした上で送るのか、その辺りの整理が必要だと思うのですが、この6月末までという期間を、どういう考えで設定されているのか御説明いただいてもいいですか。

○樫部会長 今の6月末の話は早期化の話かと思いますが、調査票を配って回収するところかと思いますが。

○小針専門委員 配って回収するまでがその1か月間という部分についてです。

○樫部会長 そこだけでなく、その1か月でできるのかという、そういう御質問かと思うのですが。

○小針専門委員 というところも含め、スケジュールとしてどういうふうに考えていらっしゃるのかというところをお願いします。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

小針専門委員、ありがとうございます。調査票の配布と回収の時期は1か月ということなのですが、これは民間事業者と今まで話をしていく中で、配布から回収までの期間についてあまり間を空けると、回収がうまくいかないという話をお聞きし、1か月ぐらいあれば今回の調査票を見ていただいて記入することも可能であるという判断をしまして、1か月程度と考えたものです。また、審査についてですが、こちらについてはまずe-Surveyに入力した段階である程度といたしますか、大きな記入漏れとかそういうのがあれば確認をしていくということと、あと、審査ロジックを本省の方で用意しまして、それを民間事業者にお渡し、それを基に4月、5月、6月に回収した後、審査をしていただくと思っておりますので、その3か月で集中的に審査の方をやっていただくと想定しているところでございます。

○小針専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○樫部会長 どうぞ、會田委員。

○會田委員 會田です。小針専門委員が質問されたのと同じ、重複する部分があると思うのですが、法人経営体に関して、この契約がたしか複数年契約になると思って最初に聞いたのですが、一度に集めるより五月雨に集めた方が、データチェックであると

かそういうのって、受託者側にとってもその方がいいのではないかという考えられなくはないのですけれども、いろいろな企業からヒアリングしていったら、一時点で集めた方がいいというその企業の要望があるならそれでもいいのですけれども、少しばらしていた方が企業としても集めやすいのではないか、データチェックもしやすいし、その方がいいのではないかというのが一つあります。

それから、個人経営体の方で、やはり本省に戻ってきたときに、e-Surveyで入れたとかいってもデータチェックの必要性が結構出てくるので、もう少し早めに配って提出してもらった方が、農林水産省本省のためにもいいのではないかと思いますけれども、それは意見ですけれども。

○小田農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（農業組織経営統計班担当）

農林水産省の小田です。ありがとうございます。

法人経営体の件なのですけれども、全体の標本数のうち、法人経営体の占める標本数というのが、大体営農類型別経営統計調査全体で4,500経営体、そのうちの800経営体が法人であります。今回民間に渡すときに、その決算期ごとにこれまでは職員がその決算期ごとに調査票を配ってということをしてきましたが、今回は調査の見直しにおいて、民間業者のその配布業務とかプレプリントとの関係もありますので、公表結果を受けて、また、プレプリントするとなれば、同じ併せた3月の配布、また回収という時期の方が効率的であるという判断からこういう体制をとっております。

以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

特になければ、この部分については答申で何か注文を付けるということはあるかもしれませんが、調査・回収の時期を原則一元化するという点について、大きな異論はないという認識をしているのですけれども、よろしいでしょうか。

そういう取りまとめで次に進みたいと思います。

2番目の大きな論点として、概要の公表時期を2か月早期化するというところがあるのですけれども、まず、早期化はなぜ必要なのかという観点で、農林水産省の御回答について、最初のWHYの部分にも関連してまいりますけれども、御意見があればお願いをしたいと思います。

私から一つ聞かせていただけますでしょうか。WHYのところの回答に農林水産省の食料・農業・農村基本計画に来年、計画策定を想定しているというくだりがありますが、それにも使おうとしているので10月に公表したいということなのではないでしょうか、それとも計画策定の話とは関係なく、これは状況を述べているだけなのではないでしょうか。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 食料・農業・農村基本計画にこの数字を使うということであれば、恐らくもう間に合わないと思っております。ですので、そういう意味では令和7年の多分通常であれば、春前後に食料・農業・農村基本計画は作りますので、この統計の公表タイミングというのは令和7年の10月ということになりますから、そこは時期的なことではいえないということになります。

ただ、いろいろなそういうニーズがある中で、できるだけ公表時期というのを早めていきたいということがございますし、このような大きな御議論の流れの中で、早く情報というのを提供していきたいということの証左として出させていただいたということがございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。ほかに御意見とか御質問があればお願いをしたいと思えます。宇南山臨時委員、どうぞ。

○**宇南山臨時委員** ありがとうございます。先ほどの調査の仕方のところと関連するのですけれども、民間委託もするしという感じで御説明あったのですが、この今審査メモ14ページの表で、このタイムスケジュールを見ると、早期化できる要素というのは本省への提出が1か月早くなるという部分なのだと思うのですが、先ほど小針専門委員からも指摘がありましたが、疑義照会とかが十分にできているかどうか分からない状態で、6月に提出されて、1か月は早くなるのかもしれないのですが、その上で2か月も早くしようとすると、民間委託をしたとかこの提出時期を変えたというので対応できるか非常に不安があって、その上で何度もあれですけれども、いろいろな調査方法を変えている中で、あえてここで早期化までセットにしなければいけないのは、今のお話だと具体的な食料・農業・農村基本計画に使うという今年度固有の要因もないのだとしたら、そこまで一遍にやってしまう理由はもう少し御説明いただいた方がいいのではないかなと思いました。

以上です。

○**樫部会長** 何か御回答を頂ければと思いますが。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 御質問ありがとうございます。基本的にやはり行政サイドのニーズとして早く公表してほしいという状況はございます。ですので、これに応える形で考えているところでございます。あと、12月を10月に公表するというところで、大分無理があるのではないかと御指摘だろうと思うのです。

そうした場合には、去年の公表というのは12月の12日であったということでございますが、その前の年は11月30日公表でした。その前の年も11月30日だったということでございます。丸々2か月間早期化するというイメージは持っていない状況でございます。これは10月の概要の公表ということで今考えているというところでございますし、その調査票そのものも簡略化されているといったところもございますので、その審査の時間等々に関してもある程度簡略できる部分もございます。

○**小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）**

あと少し補足させていただきますと、現在、本省へ提出があった後、本省の方で中身を確認しまして、地方農政局等経由で照会をして、審査を行っているのですけれども、地方農政局等の方というのはこの調査だけではなくて、ほかの生産費統計調査の調査をはじめ、あらゆる調査を担当しているものになっております。

ですので、やはり地方農政局等への照会というものはある程度時間をとらなければならないというのが今の実態でございます。それを民間事業者に委託することにより集中して対応することが可能になると考えておりますので、そういったことで本省への提出から概要公表のところの期間というのも、少し短くはできるのではないかなと考えているところで

ございます。

○樫部会長 早期化はしていただきたいと思うのですが、令和6年調査で、早期化をする必要があるのかということは先ほども食料・農業・農村基本計画に使うので、どうしても令和7年の10月に必要なのかという質問をさせていただきました。多分委員の皆様も調査を変更するので、何が起こるかよく分からなくて非常に心配だと思うのです。それに加えて早期化するというので、更に御心配の種が増えるので、令和6年調査でやらなくてもいいのではないかという、そういう論点かと思えます。令和6年調査で早期化をやらなければいけない理由が何かありますかということについてお答えいただければと思います。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 御質問ありがとうございます。必ず10月に公表しなければ多大な支障が生じるということではないです。ないのですが、そこは全体のプロセスを見たときに2か月の公表の早期化というのは可能であるということに合わせて調査計画の変更として出させていただいたということでございます。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 今の農林水産省の御意見を整理すると、個別具体的に絶対に早期化しなければならないという必要性があるわけではなくて、一般的な統計の利活用として早い方がいいと。そして、今回のオペレーションを考えたときに、物理的なオペレーションの結果として早期化が可能だという判断をしたので早期化することにした。そういう理解でよろしいですか。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 基本的にはそういうことです。ですので、早期化に向けて無理をしているということではございません。

○樫部会長 ありがとうございます。この点は一応、皆様、共通の理解ができたと思いますので、先に進みたいのですが。小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。今の内山統計審査官の補足を聞いて思ったのですが、やはり今までの議論を考えると、樫部会長もおっしゃったようにいろいろなことが変わっていく中で、段階的に令和7年、8年からは可能であれば、このオペレーションで可能だということが今は机上の想定で理論的には分かっているけれど、実際やってみても本当に大丈夫だから令和7年、8年から可能になれば、2か月一旦戻したものをまた早めますということなら、ああ、そうですねと言いやすいのですが、何が起こるか分からない、もちろんそのオペレーション的にやれそうだと言っても、でも、実際何が起こるか分からないわけですよね。1,000個の客体の方には民間の調査員の方を少なくとも派遣することが必要だろう、だろう、だろうと、全部だろうで、きっとその疑義照会もプレプリントを拡大しているから大丈夫でしょうということ、でも2か月だけは大丈夫ですと言われても本当ですかという、実現可能性にやはり私は強い懸念があります。

その上で、でもそこを押してでも2か月、必ず10月までに公表しますとのことで、理由は資材価格が高騰しているからとの御説明です。なぜ今回は資材価格の高騰を知るための早期化が必要かという、前回諮問時には資材価格の高騰はなく、今回はあるからですという御説明で、そうですねと納得するのは難しいです。動態調査であれば月次で把握しやすいと思いますが、この調査は年次の構造統計調査です。本調査で、民間委託業者に初

年度から無理して2か月早めさせることで、資材価格の高騰をタイムリーに知るのは難しいですし、資材価格高騰の影響把握にこの調査だけでいいのかという疑問もあります。

また、資材価格高騰が今後どうなるかも分からないし、資材価格がまた元に戻ったら公表時期を後ろに戻すのですかということでもないと思うので、10月にするならするで、もう少し具体的な理由が知りたいです。そうではないと普通だったら段階的に早期化が可能になったら、令和7年、8年から段階的に行っていくのが自然だと感じます。

以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございます。早期化は可能だという御説明をお聞きして、我々がどれくらい納得できるかというところに依存してくると思いますので、オペレーションの話を先に御説明いただき、議論した方がいいかと思いますので、そちらの方を議論したいと思います。

ここについて、更に御質問とか御意見のある方がいらっしゃったらお願いしたいと。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 小針です。まさにその部分が一番のポイントかなと思っていて、まず、この資料2③で、それぞれの工程でどういうことがされていくのかというのを御説明いただいて流れが見えているので、それぞれの工程でどれだけ人と時間が必要なのが具体的に見えて議論ができるといいのではないかと考えています。

先ほど質問しましたとおり、直感的には例えば郵送で返ってきたものを回答者側に戻してから照会するとなると、それだけでも時間がかかると思いますし、その一つ一つの具体的なオペレーションを数字で落とし込んでいただくと、判断材料になると思うので、具体的に数字で見えるような形の資料を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○樫部会長 これはお願いできますか。もう少し具体的に各工程でどれくらい時間がかかるか。ではそれは次回までの宿題ということにさせていただきたいと思います。

ほかに御意見、御質問のある方はいらっしゃるでしょうか。會田委員、どうぞ。

○會田委員 コメントということですが、作業量の観点から言うと、地方農政局等に頼んでいると職員数も少ないとかそういう制約の中でやらざるを得なかったのを、民間委託にすればそのところに対して人の手当てをある時期だけ手厚くするというような配置をすれば、業務的なものは短くすることは可能ではないかと考えることはできると思います。

それからもう一つ、1点、これは部会長が今整理された議論の枠から外れてしまうのですけれども、公表時期を12月というのは何かと考えるときに、普通これより遅くしないでほしいということで決めるのですよね。だから、もう少し早くできたらその公表日はいつだと事前に公示した上で、早く公表することができるのではないかと考えるのです。実際過去には11月30日に公表しているわけだから。12月と言いながらやっているのです。12月と言ったって早くできそうだったら事前にホームページなどで例えば10月、11月1日に公表できるのだったら、その旨、公示した上で公表するというのも一つの手段だと思うので、あまり文字上で12月というのにこだわる必要もないのではないかなという気もいたします。

以上、コメントです。

○樫部会長 どうもありがとうございました。ほかに御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

少し私からは民間に委託する部分、調査票の回収の部分について、會田委員からこれは人を集中的に投入すればリソースが多くなるので、かなり短縮できる可能性があるというのはそうかなと思ったのですけれども、今は本省に提出していただいてから公表するところまでが、かなり時間が空いているのですよね。ここはそもそも何でこんなに時間がかかっているのかというのが一つ疑問です。前回の令和3年のときの審査を見ていると、この時間、タイムスケジュールが書いてあって、約4か月必要だという資料を出されているのですけれども、今回3か月ぐらい短くするわけですよね。ここはどういう変更でこういうことができるのか、少しその辺の整理も先ほどの小針専門委員のお願いしている部分と一緒に、全体で民間に委託する分でこれだけ短くなって、本省の部分でこれだけ短くなってという資料を出していただければと思います。

すみません、この部分については多分その資料を見て、また、議論をさせていただくという感じになるのかと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

申し訳ありませんが、12時になってしまったのですけれども、あとはそんなに議論がある部分ではないと思いますので、もう一つだけ審議をさせていただきたいと思います。過去の答申で出された今後の課題への対応状況というところで、これは前回答申で示された課題への対応状況について、事務局から御説明ということでお願いできればと思います。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモ17ページを御覧ください。答申自体は平成30年のものですが、過去の答申への対応状況について説明いたします。

枠の部分が課題の要旨でございますが、このときの変更案では、農業経営体の区分別だけでなく、区分の枠を超えた農業経営体全体の結果を新たに推計するということが計画されていまして、その方法として、農林業センサスの結果をベンチマークとしつつ、中間年は延ばしていくという手法が示されておりました。

これに対して、統計委員会からは、個人経営体の減少、法人経営体の増加という農業経営体の構造変化が進行している中、一定の構造を前提として5年間推計した結果として、ベンチマークを更新した際に断層が生じる懸念があるとして、中間年の推計は適切になされているか検証、検討を行う必要があると課題が付いておりました。

これに対する審査の状況ですが、新たな集計がなされるようになったのは令和元年からだったのですが、このときは開始当初であるということ、そして、集計時に2020年農林業センサスの情報が使えるという段階であったことから、暫定的に2020年農林業センサスのデータが遡及して使われました。

そしてその後は、2020年農林業センサスがベンチマークとして使われており、この答申の課題が出てから、まだベンチマークの更新はされておられません。次のベンチマークの更新は、2025年農林業センサスの結果が使えるようになってからということになりますので、検証はそのときに行われ、今回は課題を将来に申し送るにとどまるということですので、ご説明ということで論点は立てておられません。

事務局からは以上です。

○樫部会長 どうも説明ありがとうございました。今も御説明ありましたとおり課題で示された検証が行われるのは、ベンチマークが2025年農林業センサスに変わってからということで、今回何か結論を得るというものではなくて、引き続きの課題として今後に申し送るということを行えば宣言するというので、特に論点も設定されておりませんで、この部分については、御異論があればと思うのですけれど、よろしいでしょうか。

では、今後の課題については、将来にこのとおり申し送るということで整理をさせていただきたいと思います。

時間オーバーしてしまいましたので、今日の審議はこれでおしまいにしたいと思うのですけれど、今この場で何か言っておきたいことがあるという方がいらっしゃれば、御発言をお願いしたいのですけれど、よろしいでしょうか。

よろしければ、一通りの審議が終わりまして、それで次回また今回お願いした宿題について御回答いただいて、それで審議を進めるということをお願いをしたいと思います。

お忙しい中、大変申し訳ないのですけれども、冒頭で申し上げましたとおり、3月18日の月曜日、一応予備日ということで置いておりましたけれども、ここを使わせていただいて18日の月曜日に、本日と同じ10時から部会を開かせていただきたいと思います。

議題としまして前回の部会以降、追加説明をお願いしている事項についての審議と、それから、これまでの議論の総括としての答申案の審議ということの2つになると考えております。

それでひとまず次回を最終回とできればと考えておりますので、次回答申についてなるべく皆様の意見を統一するようなことができればと思っております。

本日の部会審議においても質問、御意見、大変たくさん頂戴いたしましたけれども、この内容につきましては、更に御質問とか御意見がある場合には恐縮ですけれども、2月の22日の木曜日の昼まで、12時までに事務局宛てに電子メール等で御連絡を頂ければと思っております。

次回部会に向けての追加意見に対する農林水産省の御回答とか、部会参加者の共有については、事務局と相談して皆様に御連絡をしたいと思っております。

それから、本日の審議結果については、前回の部会と併せまして3月に予定されております統計委員会で、私から報告をさせていただきたいと考えておりますので、御了解をお願いいたします。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山でございます。本日も御審議いただきましてありがとうございました。お疲れさまでございました。

部会長からおっしゃっていただいたこと、ほぼほぼ重複してしまうのですけれども、今回の部会は3月18日月曜日10時からということで、今回同様、会場とウェブ併用ということでございます。議題につきましても部会長からお話しいただいたとおりなのですが、追加説明を求められた事項につきましては、大きなところとしては前回出ました調査事項の検討プロセスに関して、それから、本日出ました調査票の回収後における工程別の所要

日数という、そういったところが大きなところかと思っております。プラスして、答申案についても御審議いただければ幸いです。

本日の部会を踏まえまして、追加で御意見あれば今週木曜日12時までにメールによりということをお願いできればと思うのですが、次回が最終回ということもありますので、宿題の回答につきましては事前に皆様に御提供した上で、部会に臨んでいただけたらと考えているところではあるのですが、今月が2月ということもありまして、次回部会まで日数を数えると、既に20営業日を切っております。ですので、日数ない中での調整ということになりますので、農林水産省の回答の取扱いにつきましては、部会長と相談をさせていただければと考えております。

最後になりましたけれども、議事録、今回も作成いたしますので、また、でき次第確認をお願いする次第でございます。

以上です。ありがとうございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。

次回の部会審議もよろしく願いいたします。本日は大変、皆様ありがとうございました。